

登園許可書（医師記入）

タムスわんぱく保育園木場

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行を防ぐために、以下の感染症については、登園・集団生活が可能となったことについての、医師記入の登園許可書が必要です。登園する際に、この証明書を持って登園して下さい。

	病名	登園停止の期間
1	インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 3 日を経過するまで
2	百日咳	特有の咳が消失するまで または 5 日間の適正な抗菌薬による治療が終了するまで
3	麻疹（はしか）	解熱後 3 日を経過してから
4	風疹	発疹が消失してから
5	流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が出現してから 5 日を経過するまで かつ全身状態が良くなるまで
6	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が、かさぶたになってから
7	咽頭結膜熱（プール熱） （アデノウイルス感染症）	発熱、目の充血などの主要症状が消えた後、2 日を経過するまで
8	結核	感染のおそれがないと認められるまで
9	腸管出血性大腸菌感染症	症状が治まり、かつ抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて 連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
10	流行性角結膜炎 （はやり目）	結膜炎の症状が消失してから
11	急性出血性結膜炎	感染のおそれがないと認められるまで
12	その他	

（厚生労働省『保育所における感染症対策ガイドライン』に従って作成）

タムスわんぱく保育園木場 園長殿

組 氏名

病名

月 日 から登園してもよいことを証明いたします。

年 月 日 医師